

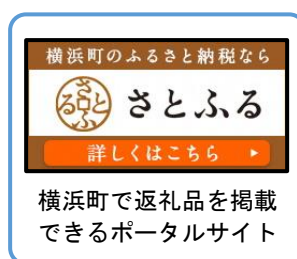
横浜町ふるさと納税の 返礼品提供事業者を募集しています！

ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体に「寄附」することで、地方を応援する仕組みです。横浜町では、頂いた寄附金を【横浜町ふるさと寄附基金】として管理・運用し、町の政策に反映させ、魅力あるふるさとづくりに役立てております。

ぜひ、ふるさと納税制度を活用し、横浜町の魅力ある地元特産品をふるさと納税の返礼品に登録し全国に発信しませんか。

提供事業者のメリット

- 横浜町のホームページやふるさと納税ポータルサイトに返礼品として商品名や商品の画像、企業名等を掲載することができます。
返礼品の登録やウェブサイト掲載の費用は無料です！
- 返礼品発送時に自社のカタログやチラシを同封することで、自社製品の販売促進へつなげることができます。返礼品の送料は町が負担いたします！



返礼品提供事業者の要件

- 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
 - 返礼品を確実に、寄附者へ届けることができること。
 - ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する写真や文章を提供できること。
 - 町税等の滞納がないこと。
 - 個人情報の取り扱いを厳重に取り行えること。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ※ ただし、上記の要件を満たしていても町が提供事業者として適当でないと認めた場合、参加できない場合があります。

募集する返礼品 総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」参照

返礼品は次のいずれかに該当する物品又はサービスを登録してください。

1. 横浜町内において生産されたものであること。
2. 横浜町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3. 横浜町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4. 横浜町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したものの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5. 横浜町の広報の目的で生産された横浜町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から横浜町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7. 横浜町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が横浜町に相当程度関連性のあるものであること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ) 横浜町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ) 青森県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において前各号のいずれかに該当するものを青森県及び県内市町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ) 青森県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

※ その他横浜町で募集する返礼品の要件について

1. 返礼品の価格は下表の寄附金額区分内で設定すること。なお、各区分における返礼品のまちの負担額は寄付金額の3割を上限とします。ただし、返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとします。

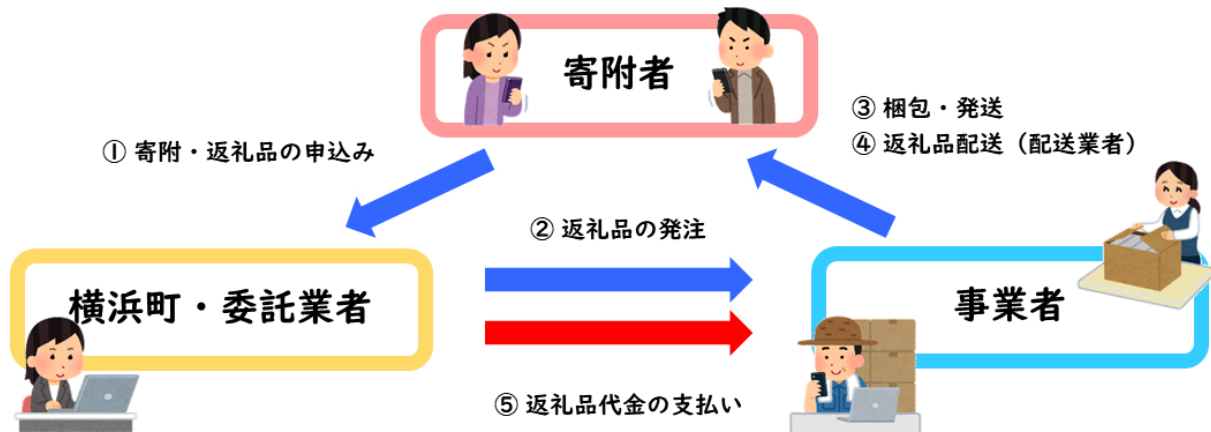
	寄附金額区分	返礼品相当額（税込、梱包代込）
A	10,000円	3,000円
B	15,000円	4,500円
C	20,000円	6,000円
D	25,000円	7,500円
E	30,000円	9,000円
F	35,000円	10,500円
G	40,000円	12,000円
H	45,000円	13,500円
I	50,000円	15,000円
J	70,000円	21,000円
K	100,000円	30,000円
L	150,000円	45,000円
M	上記以外（5,000円刻み）	寄附金額の3割相当

2. 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定として出品するものとして、供給可能なものは取扱い可能です。
3. 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。
4. 食品衛生法・商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
5. 委託業者が必要とする書類の提出が可能であること。

募集期間

随時受け付けしておりますので、ご協力いただける方、ご関心のある方はお気軽にご連絡ください。

登録後の事務の流れ



- ① 寄附者が横浜町やふるさと納税ポータルサイトより、寄附・返礼品を申込み。
- ② 横浜町又は委託業者より事業者へ返礼品の発注を行う。
- ③ 委託業者が配送業者へ集荷依頼し、事業者が梱包した返礼品に配送業者持参の伝票を貼り発送する。
- ④ 事業者から寄附者へ返礼品が配送される。
- ⑤ 横浜町又は委託業者が事業者へ出荷分の返礼品代金を支払う。

〒039-4151 青森県上北郡横浜町字寺下 35 番地
 青森県 横浜町役場 企画財政課(ふるさと納税担当)
 電話番号 0175-78-2111 F A X 番号 0175-78-2118
 E-mail koho@town.yokohama.lg.jp